

法人税申告書別表六(二十六)、七(一)付表一、七(一)付表三、七(四)、十六(三)及び十六(五)の誤りについて

令和6年5月28日(火)17時30分まで掲載していた次の別表について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し、再掲載しました。訂正前の別表を出力している方は、お手数ですが、訂正後の別表を出力していただきますようお願いいたします。

別表番号等	正	誤												
別表六(二十六)	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書												
別表七(一) 付表一	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>円</td> </tr> </table>	被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕		2		内	円	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>円</td> </tr> </table>	被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕		2		内	円
被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕														
2														
内	円													
被合併法人等の未処理欠損金額 〔最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」〕														
2														
内	円													
別表七(一) 付表三	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> </table>	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕		1		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">被合併法人等の未処理 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> </table>	被合併法人等の未処理 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕		1					
被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕														
1														
被合併法人等の未処理 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕														
1														

別表番号等	正	誤
別表七(四)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(13)と((12) - 当該発生事業年度前の(14)の 合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(四) 付表「6」) </div> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">14</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(13)と((12) - 当該発生事業年度前の(14)の 合計額)のうち少ない金額)又は(別表七 </div> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">14</div>
別表十六(三) 「租税特別措置法適用条項 31」欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 条 項 () </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 条 項 () </div>
別表十六(五) 「特別償却限度額 30」欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> () 外 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ()) </div>